

竹富町訪問税（仮称）審議委員会設置要綱

令和5年6月30日

竹富町 前泊 正人

竹富町告示第32-1号

（設置）

第1条 地方税法(昭和25年法律第226号)により市町村に認められた課税自主権を活用し、市町村法定外税として竹富町訪問税（仮称）の導入を検討するため、竹富町訪問税（仮称）審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 委員会は、竹富町において来訪者によって発生する標準以上の行政需要を原因者である来訪者に負担してもらった新たな仕組みとして、「竹富町訪問税（仮称）」を制定することを目的とする。

（審議事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議することとする。

- （1）竹富町訪問税（仮称）の導入に関する事項
- （2）竹富町訪問税（仮称）条例及び施行規則の制定に関する事項
- （3）その他、委員会が必要と認める事項

（組織）

第4条 委員会は別表に掲げる者を委員とし、町長が委嘱または任命する。

- 2 委員会には委員長を置き、委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者が職務を代理する。
- 4 委員会は本条第1項の委員のほか、必要に応じてオブザーバーを招聘することができる。

（会議）

第5条 会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 委員が会議に出席できない場合は、代理者の出席を認め、委員と同等の扱いとする。

（意見の聴取）

第6条 委員長は必要のあるときは、関係者を委員会に出席させ、その意見、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、税務課を事務局として処理する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は令和5年6月30日より施行する。

別表

竹富町訪問税（仮称）審議委員会 構成委員

所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
神奈川県経営学部国際経営学科 教授	青木 宗明	前検討会委員
沖縄 IT イノベーション戦略センター 常務理事	加賀谷 陽平	前検討会委員
ニュー・パブリック・ワークス 代表理事	上妻 毅	前検討会委員
竹富町議会 議長	大久 研一	
竹富町公民館連絡協議会 会長	真謝 隆一	
竹富町 副町長	山城 秀史	